



※1：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書

※2：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅性能評価書

※3：長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号、第4号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類

※4：工事着工後の申請は受けられません